

明日の山梨を元気に!



山梨県議会議員
白壁賢一 議会活動レポート Vol.05
2008/08
【発行元】白壁賢一

真に向勝負しています。



6月県議会で初めて代表質問 真の与党議員として知事支える

厳しい残暑が続いていますが、皆様、いかがお過ごしですか。しらかべ賢一です。南都留選出の山梨県議会議員、ぶれることなく横内知事を支え続けてきた真の与党議員として、皆様のご期待に背かぬよう汗を流しております。

6月定例会では、自由民主党輝真会を代表して初めて

代表質問する機会を得ました。これまで何度か一般質問はしてきましたが、代表質問では県政全般にわたって、直面する課題のいくつかについて県当局の見解を質しました。約100人ももの支持者の方々に傍聴していただき、いつになく身の引き締まる質問となりました。内容は次ページ以降に掲載しております。

国も地方も大きな変革の波に洗われていますが、横内知事とともに、「もとももとも元気な」道志・北麓、そして山梨の未来のために、もう一汗も二汗もかく覚悟です。今後とも、どうぞよろしくご支援ください。

先般、皆様の声を聞き、共に考えていきたいとの考えから「白壁に取り組んでほしい課題」についてのアンケート調査を実施しました。現在までに127名の方から回答をいただきました。ご協力誠にありがとうございました。性別、年齢、職業など幅広く、私に課せられた責務の重さを実感しているところであり、集計したところ、高齢者福祉・少子化対策では「老人福祉施設の整備」「子育ての経済的負担軽減」、教育・文化では「少人数学級の拡充」「スポーツ施設の整備」、観光・産業振興では「豊かな自然の保全」「グリーンツーリズムの推進」の要望が多く寄せられました。また、道路等の基盤整備では「国

127名が回答 ひとつひとつ取り組んでいきます

「白壁賢一に取り組んでほしい課題」アンケート

道や県道の整備促進」「障害者にも優しい歩道整備」、安全・安心では「富士山噴火に向けた防災対策」「公共施設の耐震化促進」、そして環境では「富士山世界文化遺産の登録」「景観保全と自然保護対策」を望むご意見が多数ありました。

今回のレポートから、個別の課題についての現状や私の考えを述べていくことを考えています。アンケートはまだ受け付けております。FAXあるいは公式ホームページで回答をお寄せいただくことも、忌憚のないご意見を聞かせてください。しらかべ賢一の今後の活動に役立てるとともに、皆様の声を県政に、県議会に、的確に反映させるよう努力してまいります。

TEL 0555-73-3737 FAX 0555-73-3757
〒401-0301 山梨県南都留郡富士河口湖町船津1505
白壁賢一 公式サイト: <http://www.shirakabekenichi.jp/>

「白壁賢一」で検索してください!
白壁賢一 検索

湖について、湖ごとに住民説明会が開催され、湖面や湖畔を利用している地域住民と町、県との間で意見交換がなされました。県でも、文化財保護法や河川法等を所管している課の職員を中心に大勢の職員が出席され、住民の質問に対して、熱心に答弁をされておりました。

私もこの説明会に出席し、質疑の状況聞いたわけですが、現行法を土回る規制はないとは言っても、地元には、まだまだ根強い不安があり、率直にいったら、「大願成就はまだ道遠し」というのが、偽らざる私の感じたところでありました。



▲富士山と八海及び五湖はかけがえのない北麓の財産

こうした中、今後、富士五湖等を構成資産とし、その周辺に緩衝地帯を設定していくためには、何より、住民の様々な不安や疑問を取り除き、地元のコンセンサスを得ることが不可欠であると考えますが、県は、このように住民の不安解消に努めていくのか、お伺いします。

県は、この四月から県土整備部の中に美しい県土づくり推進室を設置し、景観計画を策定する市町村に対して支援を強化することとしております。しかしながら、富士北麓地域の統一的な景観形成を図るためには、地元市町村が一体となって取り組む必要があると考えますが、所見をお伺いします。

そこで、県は、市町村が行う保存管理計画の策定作業等をどのように支援していくのか、お伺いします。

また、私は、富士山の世界文化遺産登録は、富士北麓地域を国際交流ゾーンとして、国際的なグレードを高めることになると考えております。このため、富士北麓地域全体の調和のとれた景観形成を進めていくことが必要ではないかと

【知事】先般、河口湖など四湖に関し、現況等の調査を行うことについて住民の合意が得られたところです。この調査結果を踏まえ、再度、住民説明会が開催されることとなりますので、県は庁内関係課で構成する「富士五湖プロジェクトチーム」の職員を派遣し、湖が構成資産となった場合、新たな制約は発生するのかなど、また生活への影響等はどうかなどについて、改めて説明を行い、不安や疑問の解消に努めてまいります。

また、富士五湖等の周辺に緩衝地帯を設定するに当たっては、自然公園法などの現行の土地利用規制や、関係市町村の意見も十分踏まえる中で、国と協議を行うなど、市町村と一体となって、住民の理解が得られるよう取り組んでまいります。

本年度は登録作業が本格化し、市町村においても文化財の指定手続や保存管理計画の策定等が集中することになりますが、平成二十三年の登録を実現するためには、その作業を迅速かつ的確に進めていくことが必要です。このため保存管理計画策定等の指導・助言に加え、作業手引や標準仕様書の提供、計画の策定に対する助成など、市町村への支援を積極的にを行い、登録事務の円滑な推進を図っていきます。

新たな高校整備構想の策定について 再編への主要な論点を示す

最後に、新たな高校整備構想の策定についてであります。県教育委員会は、これまで平成八年に策定した「山梨県高等学校整備新構想」に基づき、甲府城西、北杜、富士北麓の各校に総合学科を設置し、

置し、さらに、平成二十二年開校に向けて、峡東地域への総合制高校を新たに設置するなど、県立高校の再編整備を行っているところであります。

しかしながら、本年三月の県内の中学校卒業生数は、本構想策定時の平成八年三月に比べ、約千七百七人の減少が見られます。さらに、十四年後の平成二十四年には、ピーク時の平成元年のほぼ半分になると予測されています。

こうした中学校卒業生数の減少は、高校における生徒の科目選択幅を狭くするとともに、学校行事や部活動においても円滑な運営の妨げになるなど、大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

行ったことから、私たち輝真会は、新たな県立高校の再編計画を策定するよう求めて参りました。

県教育委員会は、ようやく今年度から県立高校の新たな整備構想の検討に着手し、平成二十一年秋を目途に整備構想を策定することを表明致しました。



▲存続の要望が多い富士河口湖高校

また、平成十九年三月から入学選抜制度が、小学区・総合選抜制度から全県一学区制度へと移行

活力を保持するための適正規模や適正配置の在り方」等が挙げられます。

新たな構想においては、将来の生徒数を見据え、県立高校と私立高校の分担すべき割合を明確にした上で、県立高校の定員を定めるものと考えています。

そして、県立高校数については、総合学科を含めた普通科と職業科との定員比率を明確にした上で、設定すべきであると考えます。

さらに、学校の設定場所に当たっては、地域の将来の生徒数や地域バランスに配慮することが大事であると考えます。

そこで、新たな高校整備構想を検討するに当たり、主要な論点は何か、県教育委員会の所見をお伺いします。

【県教育委員長】新たな高校整備構想の策定における主要な論点としては①全県一学区を踏まえた単位制普通科、専門教育学科、総合学科等の在り方②定時制に対するニーズが多様化する中で、今後の定時制の役割や在り方③本県の地域産業を担う人材育成を重視した産業教育の在り方④県立高校以外の高校と生徒減少期にあって、学校の⑤生徒減少期にあって、学校の活力を保持するための適正規模や適正配置の在り方」等が挙げられます。

6月県議会 代表質問

直面する県政課題を質す

7月1日に初めて代表質問に立ちました。施策を着実に推進する、簡素でスピーディーな組織構築の必要性を提起したのをはじめ、県立中央病院の一般地方独立行政法人化への移行に伴う課題、産業集積の推進、富士山世界文化遺産登録に伴う懸案事項、少子化や入試制度改革など大きな変化の中での新たな高校整備構想について当局に質しました。



▲知事与党の立場で堂々と県政を質す

微を知った上で、これを生かすべきである」、「他県の先進事例のマネをしても、本県の実情に合っていないのでは機能しない」ということではないでしょうか。

財政の改革、県庁の改革、行政サービスの改革など、県政に課題は山積しています。時代に合わなくなった行政システムは、いかに優れた制度であっても変えることに躊躇してはなりません。はじめから、完璧な制度などありません。様々な行政システムとの整合性を図り、新たな制度をどう定着させるかは、常に念頭に置かなければなりません。

しかし、スピード感が求められる今日においては、とにかく実施に移して、少しずつ改善し定着していくことも必要と、強く感じております。知事は、制度がなく前例もないといった言い訳を許さず、困難なことであっても、創意工夫をこらし、新しい解決法に挑戦することを、職員に求めています。まさに、その通りだと思います。

私たちが目指しているのは、「山梨県行政改革大綱」を策定され、同時に、「チャレンジ山梨行動計画」を策定されたこと、行動計画は、従来の総花的計画とは異なり、四年間の計画期間の中で、知事の公約である施策・事業を中心に重点的に、かつ、スピーディーに取り組みものであります。

組織改革について 重点的・戦略的な整備を

最初に、組織改革について、お伺いします。まず、施策を着実に推進する組織の構築についてであります。

私たちが目指しているのは、「山梨県行政改革大綱」を策定され、同時に、「チャレンジ山梨行動計画」を策定されたこと、行動計画は、従来の総花的計画とは異なり、四年間の計画期間の中で、知事の公約である施策・事業を中心に重点的に、かつ、スピーディーに取り組みものであります。

組織を施策分野別に再整理し、職員も、予算の配分と同様、重点配置するなど、早急に戦略的な組織として整備していく必要があると考えます。

例えば、平成十二年度に設置した県民室は、企画部内にあり、従前から意思決定の二重構造が問題視されておりましたが、横内県政において、いつまでも、この「二重」の組織を継続することは、とても有益とは思えません。

大綱においては、具体的な作業スケジュールがの達成が可能かどうか、中期計画の認可という手続を通して確認します。

このように事前にいくつもの段階で、政策医療が確実に実施できるかどうかをチェックする仕組みになっていきます。また事後においても「地方独立行政法人 評価委員会」による評価や、議会への評価結果報告など、チェックの機会が幾重にも担保されています。更に財政面においても、現在と同様に高度・政策医療を行うための経費に充てるため、一般会計から運営費交付金を支出すること、その提供を担保することにします。

最新の高度で専門的な医療を引き続き県民に提供できるか、については、政策医療と同様に中期目標、中期計画の中に位置づけ、一般会計から運営費交付金を支出すること、確実に提供していくこととなります。また弾力的な計制度が導入されることから迅速な医療機器等の整備が図られることにも、必要な医療技術者を、理事長の判断で柔軟に採用することが可能になり、今まで以上に県民の医療ニーズに迅速に対応した医療が提供

産業集積について 地場企業の技術力向上策は

次に、産業集積の推進についてであります。「暮らやすさ日本」に向けた施策を展開するためには、産業活動を活発にし、県民所得を増加させ、税収を上げることが大事であります。このため、県においては、組織体制の強化を図るとともに、市町村と一体となって、産業集積の形成や活発化に関する「山梨県企業立地基本計画」を策定するなどにより、積極的に企業誘致を図って

本県は、首都圏にありながら豊かな自然環境に恵まれ、メカトロニクス及びエレクトロニクス産業の立地が進み、機械電子産業の大集積地域が形成されてきました。しかしながら、最近では、松下ホームアプライ

示されておりませんが、来年度の組織再編の方向性について、お伺いします。

次に、簡素でスピーディーな組織の構築であります。

新たな行政課題や複雑多様化する県民ニーズに対応するためには、権限と責任を明確化し、スピーディーに意思決定を行うことができる体制とする必要があることは言うまでもありません。

今年度末には、一般行政部門においても、団塊の世代に該当する百名以上の大量退職が予定されており、これらの職員の多くが主要なポストに処遇されている現状からみると、大綱に掲げる職員数の四・二パーセントの純減を効率的に達成するためには、組織のスリム化が必須であると考えます。

現行の県の組織を見ますと、権限と責任が不明確なポストが数多く見受けられると言わざるを得ません。職員のモチベーションを高めるための処遇は当然必要ではありますが、そのためには、何よりも能力と実績を重視した人事管理の徹底に努めるべきであります。

そこで、組織再編にあつては、階層別に求められる役割や能力が明確化された、簡素な分かつやすい組織・人員体制としていくことが必要と考えますが、所見を伺います。

「知事」チャレンジ山梨行動計画」を迅速かつ着実に推進していくためには、効率的な行政運営や行動計画に掲げた施策・事業に重点的に取り組む組織体制の整備が重要であると考えるべきです。

本年度の組織再編においては、わかりやすい組織という視点から、庁内組織の各層に設けている「室」の位置づけを検討し、「知事室」を「知事政策局」に改め、部局として明確に致しました。また、景観に配慮した安全・快適な県土を整備する組織として「土木部」を「県土整備部」へ改めたほか、外国人観光客誘致と国際交流施策の連携に向けた「国際交流課」の設置

独立行政法人移行に伴う職員の身分や処遇については、地方独立行政法人法を可決する際の国会の附帯決議や県立病院経営形態検討委員会の報告などから、病院職員や職員組合の理解を得ることが重要だと考えられます。先行県の例では、公務員当分の間はほとんどありません。

地方独立行政法人化することで経営の健全化についてどのような改善が図られるかという点については①中期目標・中期計画、それに基づき実行外部評価、そして業務の見直しというマネジメントサイクルが、制度上きっちり組み込まれていること②県の定員管理から除外され、必要に応じて職員採用を行うなど、柔軟な人事管理が可能となること③単年度主義にとられない機動的・弾力的な財政運営が可能となる④中期計画の策定を通して、病院職員が経営への参画意識を醸成し、計画達成への動機付けになるなどがメリットであるといわれており、地方独立行政法人化は経営の健全化への有効なツールの一つと考えております。

全国ほとんどの県が、本県と同じように企業を代表する洋食器などの金属加工の集積地として知られる新潟県燕・三条地域においては、アジア諸国からの輸入急増の影響を受け、存亡の危機に瀕しましたが、近年、その研磨技術を活かし、マグネシウム研磨や半導体装置研磨など、従来と全く異なる分野に進出し、新たな活路を開いたという話を伺いました。

本県は、首都圏にありながら豊かな自然環境に恵まれ、メカトロニクス及びエレクトロニクス産業の立地が進み、機械電子産業の大集積地域が形成されてきました。しかしながら、最近では、松下ホームアプライ

やトップセールス機能の強化のため「東京事務所」を「知事政策局」へ移管するなど、施策・事業を重点的かつ戦略的に推進する組織という視点からも、様々な見直しを行ったところであります。

総務部長「管理職ポストについては過去五年間において六十七、約一割のポストを削減してきました。今後は、行政改革大綱に基づいて四年間で四・一％の職員数を削減するとともに、団塊の世代の退職に合わせた管理職ポストの更なる削減を図って参ります。また、それぞれの職員に与えられた権限と責任をより明確にするため、業務が重複しがちな専門的スタッフ職などの中間的ポストについては、順次廃止、みなおしを進めて参ります。

県立中央病院の経営形態 見直しについて 政策医療の確保は万全か

次に、県立中央病院の経営形態の見直しについてであります。



▲山梨県立中央病院

県立中央病院は、救命救急医療や周産期母子医療など不採算の診療部門や質の高い医療・看護などを県民に提供しているため、多くの県民から信頼を得ています。しかしながら、県立中央病院の平成十九年度の決算は、病院建物の減価償却費が原因で、十六億円余の赤字が生じております。累積欠損金は、百二十億円余に達するところでありました。今後も、累積欠損金は増大するため、この状況をわかに改善することは、極めて困難であると思われま

県立中央病院の経営形態の見直しの目的は、「病院経営の健全化の表現」であります。私たち輝真会は、生命と健康を守るために必要な経費を惜しむものではありません。県立中央病院が、医療や看護の質を落とさずに健全経営ができる経営形態があるならば、その方法を検討すべきであると主張して参りました。

これに対し、県が設置した「県立病院経営形態検討委員会」は、「県民の安全・安心に欠かれない医療の安定的な提供」「柔軟・迅速な対応が可能な体制の整備」の誘いや達成感をもって働くことのできる医療現場の創出などの視点から検討した結果、本年三月、中央病院は、一般地方独立行政法人が最もふさわしい」との報告を致しました。

これらの視点は、私たちが指摘してきた、見直しの三つの条件に通ずるものであります。しかしながら、地方独立行政法人化は、一般には漠然とした不安の声が聞かれます。そこで、一般地方独立行政法人化へ移行した場合の疑問点について、いくつかお伺いします。

まず、地方独立行政法人化した場合、救命救急医療や周産期母子医療など、不採算であるが、県民生活に欠くことのできない政策医療などの公的機能を、どのように維持・確保していくのか。次に、地方独立行政法人化しても、最新の高度で専門的な医療を、引き続き県民に提供できるのか。



▲常任委員会において、特に郡内地域の課題について積極的に質す

「暮らやすさ日本」に向けた施策を展開するためには、産業活動を活発にし、県民所得を増加させ、税収を上げることが大事であります。このため、県においては、組織体制の強化を図るとともに、市町村と一体となって、産業集積の形成や活発化に関する「山梨県企業立地基本計画」を策定するなどにより、積極的に企業誘致を図って

地方独立行政法人に対して明確に指示することとなります。一方、独立法人は中期目標で指示された政策医療の確保などの事項を達成するための中期計画を作成します。知事は、指示項目

「知事」県立中央病院が地方独立行政法人に移行しても、救命救急医療や周産期母子医療などを引き続き提供していくことは県立中央病院の責務であり、このことは定款に明記することにも、県が中期目標という形で地方独立行政法人に対して明確に指示することとなります。

地方独立行政法人に移行しても、救命救急医療や周産期母子医療などを引き続き提供していくことは県立中央病院の責務であり、このことは定款に明記することにも、県が中期目標という形で地方独立行政法人に対して明確に指示することとなります。

地方独立行政法人に移行しても、救命救急医療や周産期母子医療などを引き続き提供していくことは県立中央病院の責務であり、このことは定款に明記することにも、県が中期目標という形で地方独立行政法人に対して明確に指示することとなります。